



誤って駐車したら、看板にある罰金100万円を払わなければならない？

相談者の気持ち

パーキングエリアと間違えて隣の月極^{つきぎめ}駐車場に駐車してしまいました。駐車場には「無断駐車は罰金100万円を徴収します」という看板が立てられていました。罰金を支払わなければならないのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



「間違えて」とありますが、場合によっては、月極駐車場と分かっていて駐車するケースもあると思います。そのいずれであっても、結論から言えば、相手方が言う「100万円の罰金」は支払う必要はありません。もっとも、駐車してしまったのですから、当然いくらのお金は支払う必要があります。

説明の前に、言葉遣いの説明をしておきます。「罰金」という言葉は、人が罪を犯して刑事裁判になり、その結果、裁判所(国の機関)から宣告されるものを意味します。例えば、道路交通法における酒気帯び運転の場合などです。ですから、本件のように、民間の人が主体となって取り立てようというお金は「罰金」とは言えません。

ここから説明に入ります。社会における普通の取引を考えてみましょう。ここでは、受けたサービスや商品に対して提供者に対価を支払います。その前提として、価格や取引条件、サービスの内容などを双方合意のうえで決定して対価が支払われるものです。サービスや商品を受けた側が後になって一方的に支払い拒否や減額を求めることができないことは当然です。

では、今回の場合はどのように考えるべきなのでしょう。駐車場には「無断で駐車したら

100万円」の看板が立ててあり、それを見ただけで止めた、つまり「100万円を支払うことを承諾したのだ」と看板の設置者は主張するかもしれません。しかし、本件では「パーキングエリアと間違えて隣の月極駐車場に駐車」したのですから、そもそも「罰金100万円」の場所に駐車したという認識がありません。ですから、駐車してしまった人と看板の設置者との間に双方の合意なるものはありません。

仮に、「罰金100万円」の場所に駐車したという認識があった場合を考えてみましょう。それでも、やはり支払う必要はありません。そもそも「ここに止めてもらって100万円支払ってもらおう」と考えて看板を設置する人はいません。こうした看板の実質的な意味は、取引の条件提示というより「無断駐車をするな」という趣旨の警告に過ぎません。要するに、無断で止めた人に高額のお金を支払ってもらうという看板の設置者の意思を出しておくことで、無断駐車がしにくくなるという心理的抑止効果をねらったものとするのが普通でしょう。

したがって、無断駐車に対して高額の罰金が記載されていても、法的な拘束力はないとみるべきです。ただし、無断駐車時間に応じた対価等を損害として賠償する責任があります。

